

# 【永平寺町】 門型標識長寿命化修繕計画



令和4年11月作成  
令和6年5月改定  
永平寺町 建設課

## 1. 永平寺町内の門型標識の概要

永平寺町が管理する門型標識は、令和6年3月末現在で13基あります。内訳としましては、道路情報提供装置5基、高さ制限標識8基となっています。このうち10基が供用年が不明となっており、ほとんどの門型標識に経年劣化がみられます。

## 2. 永平寺町の基本方針

永平寺町では、次の理念のもとに【永平寺町 門型標識長寿命化修繕計画】を策定し、計画的なトンネルの管理を行います。

### ◎理念（目標）

『町民を始めとする道路利用者が安全で安心して道路を通行できるようにする』

### ◎基本方針

#### ①維持管理方針

- ・ 門型標識の維持管理は、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を実施する『予防保全型』の維持管理を基本とすることで、門型標識の長寿命化を図ります。また、計画的に修繕を行うことで、コストの縮減・事業費の平準化を図ります。
- ・ 門型標識の主な劣化要因としては、『外力』『材料劣化』があり、それらによって門型標識の安全性に影響を及ぼすことが考えられるので、定期的な点検によって変状を発見し、原因を明確にしたうえで、適切な時期に対策を実施します。

#### ②新技術の活用、費用の縮減に関する方針

令和10年度までにすべての門型標識について、修繕や点検等にかかる新技術の活用の検討を行います。また、支柱基礎部が舗装等により容易に確認できない5施設を対象とし、点検支援技術として超音波による非破壊検査技術を活用した門型標識定期点検を実施します。これにより約10%程度の費用縮減を目標とします。

#### ③集約化・撤去に関する方針

集約化・撤去を検討した結果、本町が有する門型標識は高さ規制標識等の安全かつ円滑な交通の確保を目的とする必要不可欠な施設であり、周辺の交通状況を考慮すると集約化・撤去を行うことは困難です。今後、周辺の状況や施設の利用状況を踏まえて、再度検討を行います。

### 3. 対象施設

当計画での対象施設は、永平寺町が管理する下記の門型標識13基とします（下記詳細）。

標識番号	所在地	路線名	標識幅員	供用年	供用年数	最新点検年度
①	松岡志比塚	国道416号	8.5	不明	不明	R5
②	松岡室	国道416号	8.5	不明	不明	R5
③	松岡渡新田	県道大畑松岡線	11.5	不明	不明	R5
④	松岡兼定島	御陵42号線	9.6	不明	不明	R5
⑤	松岡兼定島	御陵42号線	7.5	不明	不明	R5
⑥	野中	牧福島浅見線	7.75	H28	8	R5
⑦	浅見	牧福島浅見線	6.75	R3	3	R5
⑧	松岡志比塚	志比塚4号線	10	不明	不明	R5
⑨	松岡吉野	吉野83号線	13.5	H26	10	R5
⑩	松岡吉野	吉野83号線	8	H26	10	R5
⑪	谷口	国道364号	17.2	不明	不明	R5
⑫	下浄法寺	県道勝山丸岡線	12	不明	不明	R5
⑬	栃原	県道勝山丸岡線	12	不明	不明	R5

### 4. 健全度の把握の基本的な方針

厳しい財政状況の中で効果的・効率的な維持管理を進めるため、門型標識の点検については、下表の定期点検要領等に基づき、5年に1度の近接目視による点検を実施し、結果については、4段階で区分します。

区分		定義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずるのが望ましい状態
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態



## 永平寺町 門型標識 位置平面図



令和5年度の定期点検で健全度Ⅲと判定された3施設は、令和5年度に1施設(標識番号⑤)を補修済みであり、2施設(標識番号⑫、⑬)についても令和6年度に補修予定です。その他の10施設については、健全度がⅠ又はⅡと判定されたため、経過観察を行います。なお、今後の定期点検の結果から、健全度Ⅲと判定された場合は、速やかに修繕等を実施します。また、道路利用者及び第三者への被害が懸念される損傷が発見された場合には、健全度に関わらず速やかに修繕等を実施します。